

## 会告

### 会長挨拶

日本輸血学会会長 高松純樹

平成 15 年度からの 2 年間の日本輸血学会の執行部を代表してご挨拶を申し上げます。

1900 年にオーストリアの Landsteiner 博士による ABO 型の発見を基礎にして近代輸血医学ならびに免疫血液学が発展してきたことは周知の通りです。爾来 100 年、多くの人々により発展された輸血医療は現代医学にとって不可欠であり、輸血医療無しでは多くに疾患の治療も出来ない状況であります。しかし、輸血医療は、種々の副作用との戦いでもあり、これを克服するために多くの先人が努力してきました。

我が国における輸血医療は 1930 年時の首相浜口雄幸が東京駅にて襲撃された際に輸血にて救命し得たことで認知がされました。しかし、第二次世界大戦直後に起こった東大産婦人科輸血梅毒事件、昭和 39 年の駐日米国大使ライシャワー博士の輸血後肝炎事件、昭和 50 年代後半の輸入血液製剤による HIV 感染症、さらには心臓血管外科患者を中心とした院内採血新鮮同種血による輸血後 GVHD 等、我が国の輸血医療の負の側面も見逃すことは出来ません。

21 世紀に入り、輸血医療は益々その安全性と適正さが求められてきています。輸血用血液は各種感染症に対する NAT 法をはじめとする種々の検査法の導入と開発により現在では従来とは比較にならないほど安全になってきました。また血液製剤に対する放射線照射処理により、GVHD の問題はほぼ解決したものと考えられます。

一方、我が国は他の先進工業国にはみられない急速な勢いで、国民の高齢化と少子化が同時に進行し、血液製剤の需給に重大なアンバランスが引き起こされる可能性がでてきました。輸血の安全性確保には感染症をはじめとする製剤自体の安全性に加えて、安定的に供給されること、あるいは適正な輸血により需要を抑制することも必要になってくると考えられます。その様な観点から、日本赤十字社の血液事業になお一層の努力をいただくとともに、各医療機関における安全かつ合理的な輸血の実践が極めて重要と思われれます。日本輸血学会

としても厚生労働省、日本赤十字社と協力しながら、可能な限りの活動を行う所存であります。輸血を日常的に行う医療機関の輸血責任医師と、重要な血液事業を担う日本赤十字血液センターの責任者である所長の医師には、ぜひ輸血学会認定医の方になっていただくか、就任後速やかに、認定医の取得を目指すようお願いしたいと思います。

さて、今後の輸血医療の課題は積極的な細胞治療の確立にあるといえましょう。造血幹細胞は以前考えられていた以上に可塑性であり、柔軟に多くの細胞へ分化する可能性が示されてきました。その一つの例が、日本を中心に発展している、血管新生療法であります。未だ解決すべき基礎的課題・実際の診療上必要な課題が山積していますが、一つの方向であることには間違いありません。もとより病院内の中央施設として唯一細胞を扱ってきたのが輸血部門です。従って細胞プロセッシングを通して細胞療法の中核としての役割を果たすのは当然であり、さらに細胞治療をも含めて中央化するとともにその中心的な核として機能することが肝要と考えます。

日本輸血学会は他の医学系学会に比べて、社会との接点が大きく、現在までも「血液製剤の適正使用ガイドライン」、「血液製剤の保管管理マニュアル」、「自己血輸血採血及び保管管理マニュアル」の作成等厚生省の安全な輸血医療のための指針策定に積極的に協力してきました。さらに日本輸血学会独自に「輸血によるGVHD予防のための血液に対する放射線照射ガイドライン」、「同種末梢血幹細胞移植のための健常人からの末梢血幹細胞の動員・採取に関するガイドライン」、「自己血輸血ガイドライン」、「医療機関内における治療を目的とした血液とその成分の採取・処理及び使用に関する指針」の作成などにも関わってきました。さらには、安全な輸血の実践に寄与するために、輸血実施手順書、輸血過誤防止のチェックポイントも作成、公表し、周知するように努めてきました。今後もI&Aに必要な基準作成、あるいは学会として輸血療法・検査法の標準化を推進し、医学生のみならず薬剤師、臨床検査技師をはじめとするコメディカルに対する輸血教育についての指針を提起していきたいと思えます。そのためには各委員会の活動が不可欠であります。従来は委員会構成は重複人事が多く十分な活動が必ずしも保証されておりました。今年度より、幹事の先生方には最低一つの委員会を担当していただき、また委員には若手の評議員を積極的に登用したいと思います。さらに種々の委員会は到達目標を明確にして何がなし得て、何がなし得なかったかを検証したいと思います。

医学の細分化とともに学会も細分化され、類似の学会が開催されるようになりました。日本血液学会、日本臨床血液学会は昨年度から学会を同時開催しておりますし、日本臨床検査学会は日本臨床化学会との同時開催、日本検査血液学会との合同セミナーを行っています。日本輸血学会におきましても、関連する学会との連携、合同開催、さらには輸血が重要な治療を占める外科系学会、麻酔学会等の合同セミナーの開催に向けて、諸学会へ働きかけを行っていきたいと思います。

現在の輸血学会の構成は医師、歯科医師、薬剤師、臨床検査技師、その他研究者からなっていますが、中でも臨床検査技師は一方の中核を占めていながら、必ずしも学会ではその立場が明確であったわけではありませんでした。しかしながら、認定技師数の増加は安全な輸血検査ひいては安全な輸血に大いに貢献してきていることは明らかであります。そこで、認定技師の方々にも学会運営に積極的に参加していただき、輸血医療の発展に貢献していただきたいと思っております。そのためにも、諸規定の改定も含めてシステム改革を進めていきたいと思っております。

本年 7 月には「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」いわゆる血液新法ならびに改訂薬事法が施行され、特に、血液製造・供給にあたる日本赤十字社、使用する医療機関の責務がそれぞれ明確に規定されています。従来にもまして安全で適正な輸血療法が求められ、輸血学会の国民に対する安全な輸血医療の実践のための使命はますます高まってきております。今後とも以上にお示ししましたミッションを遂行するために、全ての学会員の皆様方のご支援・ご鞭撻を賜りますことを心からお願い申し上げます。